

市・県民税に適用される税制の主な改正点

(令和8年度分の申告からの適用)

申告相談は2月中旬から始まります 市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

● 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額が190万円以下の場合は、次のとおり、給与所得控除額が引き上げられます。

給与収入のみの場合、市・県民税の非課税となる給与収入金額は10万円上がり、106万5千円以下となります(単身者の場合)。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円	

● 所得要件の見直し

次の所得要件等が10万円引き上げられます。

控除の種類	所 得 要 件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (給与収入 103万円以下)	58万円以下 (給与収入 123万円以下)
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除	雑損控除の適用と認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下 (給与収入 130万円以下)	85万円以下 (給与収入 150万円以下)
家内労働特例における必要経費	家内労働の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

● 特定親族特別控除の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)のうち、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族を有する場合に所得控除の適用が受けられます。

なお、特定親族は非課税判定の扶養親族数には含まれません。

特定親族の前年の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)	特定親族 特別控除額
58万円超 (123万円超) 95万円以下 160万円以下	45万円
95万円超 (160万円超) 100万円以下 165万円以下	41万円
100万円超 (165万円超) 105万円以下 170万円以下	31万円
105万円超 (170万円超) 110万円以下 175万円以下	21万円
110万円超 (175万円超) 115万円以下 180万円以下	11万円
115万円超 (180万円超) 120万円以下 185万円以下	6万円
120万円超 (185万円超) 123万円以下 188万円以下	3万円

問い合わせ先 市民税課(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)